

2025年3月17日

パプアLNG事業に関するトタルエナジーズの返答に対する反論

作成: Center for Environmental Law and Community Rights (CELCOR)、「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、Jubilee Australia、マーケットフォース、Reclaim Finance

パプアニューギニアで計画中のパプアLNG事業における気候変動、生物多様性、人権の問題点を提起したエクエーター原則協会等への60ページの異議申立書¹に対し、同事業の事業者であるトタルエナジーズから返答があった。この返答²の問題点について、異議申立団体は、事業への融資を行う可能性のあるエクエーター原則署名機関を含むすべての関係者に対して、以下の通り反論を行う。

トタルエナジーズPNG、エクソンモービル、サントス、ENEOSが共同で計画しているパプアLNG事業³は、2億2,000万トンのCO₂を排出し、パプアニューギニアのガルフ州の少なくとも12,700人の先住民族に深刻な影響を与える可能性がある。⁴また、科学的に未確認または未登録の約100の生物種および絶滅の危機に瀕している少なくとも27種に、取り返しのつかない影響を及ぼす可能性がある。⁵

トタルエナジーズによると⁶、パプアLNG事業のファイナンシャルアドバイザーとされている三菱UFJファイナンシャル・グループ(MUFG)は輸出信用機関7機関や30以上の商業銀行との交渉を通じて、同事業への融資資金を調達しようとしている。2025年12月、私たちは60ページに及ぶ詳細な異議申立書を提出し、MUFGが署名している金融業界基準であるエクエーター原則の10の原則のうち6つの原則が、事業の初期段階において明らかに遵守されていないことへの懸念を表明した。⁷

2026年1月にトタルエナジーズは同異議申立書に対して短い返答を行った。しかし、これは提起された懸念に対して適切に回答していない。⁸

¹ Centre for Environmental Law and Community Rights (CELCOR), Jubilee Australia Research Centre, Asian Peoples' Movement on Debt and Development, JACSES, Market Forces and Reclaim Finance, [Complaint to Equator Principles Limited regarding the Papua LNG project as relates to MUFG and any participating Equator Principles Financial Institution](#), 2025

² TotalEnergies, [Papua LNG: Clarification by TotalEnergies regarding compliance with the Equator Principles](#), 2026

³ See Defund TotalEnergies, [Papua LNG, A liquefied natural gas project in Papua New Guinea](#), 2026

⁴ The Danish Institute for Human Rights, [Papua LNG Human Rights Impact Assessment: Focus on gender, security and conflict](#), 2019

⁵ CELCOR et al., [Complaint to Equator Principles Limited regarding the Papua LNG project as relates to MUFG and any participating Equator Principles Financial Institution](#) (pages 31 to 34), 2025

⁶ TotalEnergies, [Papua LNG update](#), 2025

⁷ CELCOR et al., [Equator Principles complaint made against MUFG and potential Papua LNG project financiers](#), 2025

⁸ TotalEnergies, [Papua LNG: Clarification by TotalEnergies regarding compliance with the Equator Principles](#), 2026

私たちは、エクエーター原則の管理団体に対して、異議申立書で提起した懸念事項についての調査を開始するよう引き続き求めるとともに、事業への融資を行う可能性のある金融機関に対して、トタルエナジーズの返答における問題点を提起する。⁹

地域住民との協議

トタルエナジーズは、地域住民と協議してきたと主張しているが、事業のリスクと影響に関する明確でアクセス可能な情報資料を地域コミュニティに提供した証拠を未だに公表していない。例えば、ガスコンデンセートの実態、パイプラインのリスクと影響、事業地で使用される可能性のある有害物質、河川浚渫による生態系への影響等を説明する資料が提供されていない。

パプアLNG事業に関するニュースレターでは、事業による地域貢献のスケジュールや成果などポジティブな側面について説明しているが、事業のリスクや影響に関する情報、国際法や国際規範に基づく人権規定の詳細については説明していない。

トタルエナジーズが選出したパプアLNG事業の諮問委員会は、事業に関する情報の周知方法について懸念を表明し¹⁰、以前断片的に実施された人権影響評価では、事業に対する地域住民の理解度が低いことが判明した。¹¹

リスクと影響に関する明確な情報の提供は、エクエーター原則が求める基本的な規定であり、そのような情報提供がなければ、エクエーター原則署名機関を含む関係者にとって、地域住民が事業について適切に知らされているかどうかを確認することは不可能である。

先住民族の自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)

トタルエナジーズは、国際規範に準拠した「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)」プロセスを構築したと主張している。しかし、影響を受ける先住民族が事業について十分に「知らされた」という証拠が不足しているだけでなく、同社は「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に基づく、事業を拒否する、あるいは一定の条件を満たさない限り拒否する権利について、先住民族が説明を受けた証拠を一切提示していない。¹²このような状況では、「同意」の基準は満たされていない。

同様に、FPICにおける「事前」とは、事業の主要な決定が行われ、承認が与えられる前に、意思決定において有意義な役割が果たされることを意味する。¹³最終投資決定 (FID) 前に意思決定への有

⁹ A list of banks that have not ruled out the project is available at : Defund TotalEnergies, [Papua LNG. A liquefied natural gas project in Papua New Guinea](#), 2026

¹⁰ Papua LNG, [Eighth meeting of the Independent Advisory Panel on Papua LNG Project](#), October 2024. Records of later meetings were not available on 16 February 2026.

¹¹ The Danish Institute for Human Rights, [Papua LNG Human Rights Impact Assessment: Focus on gender, security and conflict](#), 2019

¹² CELCOR et al., [Equator Principles complaint made against MUFG and potential Papua LNG project financiers](#) (pages 19 to 24), 2025

¹³ See for example Human Rights Council, Thirty-ninth session, UN General Assembly, [Free, prior and informed consent: a human rights-based approach. Study of the Expert Mechanism on the Rights of Indigenous Peoples](#) (point 21, page 6), 2018

意義な関与が達成されていない場合、「事前」の基準を満たすことはできない。なお、トタルエナジーズは2026年中の最終投資決定を目標と発表している。

最後に、トタルエナジーズは「地域住民は第三者の法律顧問から支援されており、(中略)地域住民が自らの権利と義務を完全に理解できることを確保する」と述べている。¹⁴しかし、2019年の環境影響評価では、トタルエナジーズは土地へのアクセスや土地の補償について、「慣習的土地所有者の意識向上及び彼らへの法的助言と支援を行うために、独立した信頼できる第三者を雇用する」¹⁵と記載していた。この記載は、法律顧問がトタルエナジーズと契約していることを示唆している。影響を受ける地域住民は、自らの選択による独立した法的助言を受けるべきである。

私たちは少なくとも、プラリ川水系への廃棄物投棄の決定に対する懸念から、プラリ川デルタ地帯の住民が緊急の法的支援を受けようとしていることを認識している。¹⁶

気候変動

トタルエナジーズは、気候変動リスク評価(C CRA)を実施したと主張しているが、エクエーター原則2、3、4、5、10に違反している可能性のある当該文書を公表していない。従って、事業によって影響を受ける地域住民、パプアニューギニアの気候変動の影響を受ける住民、その他のステークホルダーは、気候変動への影響に関する事業者の評価と主張を精査することができない。

トタルエナジーズが、気候変動に関する欺瞞的な主張や既知の気候変動の影響を隠蔽していることで多数の法的訴訟や異議申立に直面していることを考えると、上記は特に懸念すべき事態である。2025年10月、パリの裁判所は、トタルエナジーズが化石燃料の宣伝・販売を継続しているにも関わらず、気候変動の解決に貢献しているかのような印象を与える広告によって消費者に誤解を与えたと判決を下した。¹⁷トタルエナジーズは最近、ドイツ、南アフリカ、英国において、持続可能な開発と気候変動へのコミットメントに関する誤解を招く情報についての訴訟でも敗訴している。¹⁸パプアLNGの共同事業者であるエクソンモービルも、気候変動に関する主張に関連する訴訟に直面している。¹⁹

トタルエナジーズは、これらの法的訴訟や異議申立に関する情報を、影響を受ける住民に開示しておらず、事業の情報を人々が評価することを実質的に困難にしている。

人権

¹⁴ TotalEnergies, [Papua LNG: Clarification by TotalEnergies regarding compliance with the Equator Principles](#), 2026

¹⁵ Total E&P Ltd, Papua LNG. Upstream Environmental Impact Statement. Volume 1, Chapter 6: Stakeholder Engagement, Attachment 6.1 (page 42), 2019

¹⁶ Matthew Jamieson, [Purari Delta Communities at Risk: Legal Support Needed After Giant Gas Project's Waste Approvals in PNG](#), 2026

¹⁷ Client Earth, [Historic win against greenwashing as Court rules TotalEnergies misled consumers on net zero](#), 2025

¹⁸ United Kingdom Advertising Standards Authority Ltd, [ASA ruling on TotalEnergies SE](#), 2025. South Africa Advertising Regulatory Board [Decision of the Advertising Regulatory Board - TotalEnergies Marketing South Africa \(Pty\) Ltd](#), 2024. Sabin Center for Climate Change Law database, [Deutsche Umwelthilfe v. TotalEnergies Wärme & Kraftstoff Deutschland GmbH](#), 2023

¹⁹ CELCOR et al., [Complaint to Equator Principles Limited, regarding the Papua LNG project as relates to MUFG and any participating Equator Principles Financial Institution](#) (pages 12 to 14), 2025

人権に関して、トタルエナジーズは2017年の最初の人権影響評価(HRIA)を更新するために2025年に実施された2回目のHRIAに言及しているが、同文書を公表していない。地域住民が文書の正確性を確認し、評価で特定されている人権への潜在的な悪影響についての情報を得る機会を奪っている。

生物多様性

パプアLNG事業の生物多様性への影響を評価する2019年の上流環境影響評価(EIS)および2024年のEIS補足文書は、事業のウェブサイトや関連する政府のウェブサイトで公開されていない。事業者がEISの概要3つの内2つをウェブサイトに掲載していないことは、エクエーター原則10の明確な違反であり、ステークホルダーが生物多様性への影響を評価することを不可能にしている。トタルエナジーズの回答の中で生物多様性に関して言及されている唯一の文書は、1ページのみで生物多様性と生態系(BES)に関する方針である。²⁰

トタルエナジーズの回答は、事業対象地域には科学者によって確認されていない約100種の生物が生息しているという懸念には触れていない。これらの種について何も解明されない限り、絶滅を含むリスクを理解することも、軽減することも不可能である。これらの種が、絶滅の危険性が高い、あるいは極めて高いリスクに直面しているIUCNレッドリスト掲載の27種の生息地保護にどのような役割を果たしているのかは不明である。²¹

最後に、トタルエナジーズは、世界で最も絶滅の危機に瀕している100種の中の1種であり、保護義務も課されている「ニューギニアフルーツコウモリ(Bulmer's Fruit Bat/Aproteles bulmerae)」が「sensitive species」リストから外された²²理由に関する異議申立書で提起された疑問や懸念に対して返答しておらず、誰がこの決定を下したのかも明らかにしていない。

累積的影響

トタルエナジーズは、「EISは、マユール鉱山事業やイフ経済特別区といった他の事業との累積的な影響を扱っている」と述べている。しかし、2019年の上流EISではイフ経済特別区は「対象外」²³とされており、2024年のEIS補足文書でも累積的影響に関する章は更新されていない。

トタルエナジーズは、パプアLNG事業及び我々の異議申立に記載されているその他の石油・ガス事業の累積的影響は、「まだ設計段階にある」ため評価できないと考えている。この考えは、エクエーター原則2022のガイダンスに反している。エクエーター原則2022では、「累積的影響は、既存、計画中、及び／または正当に予測される将来の事業を考慮するべきである」²⁴と規定されており、これは

²⁰ Papua LNG, [Biodiversity and Ecosystems Services \(BES\) Policy](#), 2022

²¹ CELCOR et al., [Complaint to Equator Principles Limited regarding the Papua LNG project as relates to MUFG and any participating Equator Principles Financial Institution](#) (pages 31 to 34), 2025

²² Ibid, page 32

²³ Total E&P Ltd, Papua LNG. Upstream Environmental Impact Statement. Volume 1, Chapter 17: Cumulative Impacts (page 17-6), 2019

²⁴ Equator Principles, [Guidance note on environmental and social impact assessment scope of work](#) (page 19), 2022

2013年の国際金融公社(IFC)パフォーマンススタンダードにおける累積的影響評価に関する推奨グッドプラクティスと一致している。²⁵

パプアLNG事業は、最初の上流EIS発表(2019年)の3年前である2016年1月に最初のEIS²⁶を提出したパスカA事業の累積的な影響や、国営企業であるクムル・ペトロリアムが2024年に事前基本設計(FEED)契約を締結しているパプア湾の浮体式LNG施設の影響を考慮していない。²⁷

住民移転

トタルエナジーズは異議申立への回答の中で、「最近事業の近くの場所に引っ越してきた少数の家族は、特定の住民移転の対象となる」と発表した。IFCパフォーマンス基準5は、「可能な限り、非自発的な住民移転を避ける」よう勧告している。2024年EIS補足書によると、2020年以降、42人がポコレ村に住んでおり²⁸、これは事業の下流EISまたは上流EIS補足文書が提出される何年も前のことである。補足文書の「主要なステークホルダーへのエンゲージメント活動」リストには、ポコレ村についての記載がない。ここから、事業者が地域住民とコミュニケーションをとっていなかったことがわかる。EIS補足文書では、ポコレ村から約700メートル離れた新しい中央処理施設の位置に対する「ステークホルダーの同意の有無」は「不明」と記されている。²⁹これは、IFCパフォーマンス基準で求められているステークホルダーの意見が求められなかったことを示唆している。

トタルエナジーズは、このコミュニティの強制立ち退きを明確に否定しておらず、事業側からも強制立ち退きを否定する声明は出ていない。パプアニューギニアにおける強制立ち退きの歴史を考えると、トタルエナジーズが強制立ち退きを否定していないことには懸念が残る。IFCは強制立ち退きは避けるべきだと勧告しており、2025年2月にも、パプアニューギニアにおける国連機関は、ポートモレスビーのバルニ非公式居住地からの強制立ち退きについて「深い懸念」を表明した。³⁰明確な説明がないことから、立ち退きを強いられる女性や子どもたちについて、特に懸念が生じている。

ジェンダー

パプアLNG事業は、女性や少女にとって極めて危険な国及びセクターにおいて操業することになる。アメリカ平和研究所の最近の調査では、エクソンモービルのPNG LNG事業が家庭内暴力や「性産業」等を含むジェンダーに及ぼす影響についての深刻な懸念が示されている。³¹

²⁵ International Finance Corporation, [Cumulative impact assessment and management: guidance for the private sector in emerging markets. Good practice handbook](#), 2013

²⁶ Twinza Oil Ltd (n.d.), [Papua New Guinea – Pasca A environmental impact statement](#), 2016

²⁷ Kumul Petroleum Holdings Limited, [KPHL Sign FLNG pre-FEED Contract](#), 2024

²⁸ TotalEnergies EP PNG Ltd, Papua LNG Upstream Environmental Impact Assessment PRL-15 Addendum (Chapter 8: Existing Environment - Social and Cultural, page 8-4), 2024

Discussed further in CELCOR et al., [Complaint to Equator Principles Limited regarding the Papua LNG project as relates to MUFG and any participating Equator Principles Financial Institution](#) (pages 28 to 31), 2025

²⁹ TotalEnergies EP PNG Ltd, Papua LNG Upstream Environmental Impact Assessment PRL-15 Addendum (Chapter 6: Stakeholder Engagement, page 6-2), 2024

³⁰ United Nations Papua New Guinea, [UN calls for justice and human rights protection amid gender based violence and forced eviction reports](#), 2025

³¹ United States Institute of Peace, [Addressing Gendered Violence in Papua New Guinea: Opportunities and Options](#), 2024

しかし、トタルエナジーズは、雇用におけるジェンダー平等の前提条件、事業による男女への異なる影響、移住によるポコレ村落の男女への異なる影響の評価、土地所有者との交渉や合意におけるジェンダー不平等の考慮など、我々の異議申立て提起されたジェンダーへの影響に関する諸点にできていない。³²

異議申立メカニズム

我々の異議申立は事業に異議申立メカニズムが存在すること自体は争点としていないが、明確かつアクセス可能な地域住民向けの情報資料の不足が、メカニズムの有効性と公平性に懸念を抱かせている。地域住民が事業のリスクや潜在的な影響、あるいは国際法や国際規範に基づく権利について十分な情報を得ていない場合、トタルエナジーズのメカニズムやその他の独立したメカニズムを利用して異議を申し立てる可能性は低くなる。³³トタルエナジーズは、この点に対応する地域住民向けの資料を一切提示していない。

汚職防止

上流EISでは、汚職や贈収賄関連のリスクが考慮されていない。パプアニューギニアは、トランスペアレンシー・インターナショナル(TI)の腐敗認識指数³⁴で過去10年間で最悪のスコアを記録し、マネーロンダリングおよび関連する金融犯罪への対応能力の欠如を理由に金融活動作業部会(FATF)のグレーリストに掲載されたばかりであることを考えると、これは特に懸念すべきことである。³⁵

³² CELCOR et al., [Complaint to Equator Principles Limited regarding the Papua LNG project as relates to MUFG and any participating Equator Principles Financial Institution](#) (pages 37 to 38), 2025

³³ Ibid, page 41

³⁴ Transparency International, [Corruption Perceptions Index](#), 2026

³⁵ Financial Action Task Force, [Jurisdictions under Increased Monitoring - 13 February 2026](#), 2026